

保存

法令審査等に関する例規

(昭三八・三・一)

内閣法制局

第一課

は し が き

- 1 この資料は、昭和三八年二月二十八日までに当局において決定を見た法令の審査に関する取扱いに関する文書（これに関連のある資料を含む。）の主要なものについて、部内の事務参考用に、とりあえずまとめられたものである。
- 2 昭和二九年一月に決定された「法令用語改正要領」及び昭和三四年一二月に決定された「法令用語の送りがなのつけ方」の内容は、既に各種参考資料により普及されているので、省略した。また、佐藤達夫編「法制執務提要」のなかにとりまとめられているような一般的な内容のもの及び今日においては取扱いが変更されているものも、原則として省略した。

内閣法制局長官総務室



目次

はしがき	三頁
一 公式令廃止後の公文の方式等に関する件	六
二 任意的併科規定の書き方について	七
三 例規(附則の条名)	八
四 法令立案に関する協議事項	九
五 改正法律の起案方式について	二六
六 審議会等を設置する場合の立法方式について	二八
七 法制局決定事項(一般的協議事項)	二九
八 法制局決定事項(特殊法人関係)	三〇
九 「条約の締結について承認を求めるの件」及び理由の書き方について	三二
一〇 登記令について	三五
一一 予算の年内閣議決定と国会の常会における予算及び法律案の早期提出について	三八
一二 「国会の常会に提出する予算及び法律案の取扱いについて」の手続等について	四二
一三 大蔵省設置法の一部改正案について(行政機関をその存置期間経過後において復活させるために講ずべき法的措置)	四五頁
一四 一部改正法と改正されるべき法律との成立時期が逆になる場合の取扱いについて	五一
一五 予算関係法律案の区別等について	五三
一六 公庫等の最高代表機関の名称について	五六
一七 事業団の最高代表機関として「理事長」のほか「会長」を置くことの可否について	五八
一八 規定中に引用した法律が未公布のため、その法律番号を空白にして公布された法律の取扱いについて	六一
一九 各省庁の定員の増加を実施するための改正の施行等について	六六
二〇 行政機関の位置の表示の改正(北九州市の新設に関連して)	六七
二一 法令案中修正の柱書	六八

一 公式令廃止後の公文の方式等に関する件

(昭二二・五・一 佐藤次長次官会議で説明)

公式令は、五月三日を以て廃止されるが、これに代るべき法令は差し当っては制定しないので、公文の方式等については、当分の間左の通り取り扱うこととする。

一 日本国憲法第七四条の規定による主任の國務大臣の署名及び内閣總理大臣の連署は、当該法律又は政令の末尾にこれを行うこと。

二 法律又は政令の公布は、前号の署名及び連署のあるものに公布書を附してこれを行うこと。

公布書には、親署の後御璽をおし、内閣總理大臣が年月日を記入して署名すること。

三 總理庁令又は省令の形式については、従前の閣令又は省令の例によること。

四 政令、總理庁令及び省令には必ず施行時期を定めること。(公式令第一条の規定に相当する根拠規定がないから。)

五 法令その他の公文の公布は、従前通り官報を以てすること。

六 三級官の任免の辞令書の形式は、従前通り各省の定めるところによること。

七 位記、勲記その他栄典に関する公文に関しては、公式令第一百七条及び第一九条乃至第二一条の例によること。

二 任意的併科規定の書き方について

(三四・四・一六)

懲役と罰金の任意的併科の規定については、従来、

第○条 . . . . . 違反した者は、○年以下の懲役又は○円以下の罰金に処する。

前項の刑は、情状により、併科することができる。

というように、選択刑の規定と併科の規定とを別の条項に書く慣例となっていたが、今後、これを次のように改めて、取扱いを一定すること。

第○条 . . . . . 違反した者は、○年以下の懲役若しくは○円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。



### 三 例規（附則の条名）

（二九・一一・二二）

附則の項数が多い法令にあつては、附則を適宜条に分つて、条名をつけてもよい。この場合においては、次の取扱による。

- 一 附則の条名は、本則とは別に起番する。
- 二 その法令に目次があるときは、目次中「附則」の下には、附則の条名をかって書で表示しない。
- 三 附則の条を引用するときは、「附則第〇条」と表示する。

### 四 法令立案に関する協議事項

法令立案に関する協議事項に関する昭和三〇年一月一三日の会議（第一次会議）の議事の結果

（未定稿——昭三〇・一〇・一七）

#### 決 定 事 項

一次の例はいずれを用いるべきか。

- (1) イ……………の場合には、……………の規定を準用する。

ロ……………の規定は、……………の場合に準用する。

〔決定〕 ロを用いるのが、原則であろう。しかし、先行する文章との関係では、イを用いても、さしつかえない。

- (2) イ……………の適用については、「……………」とあるのは、「……………」と読み替えるものとする。

ロ……………の適用については、「……………」とあるのは、「……………」とする。

ハ……………を適用する場合には、「……………」とあるのは、「……………」とする。

〔決定〕 イとロを比較すれば、イを用いず、ロを用いるべきである。ロとハを比較すれば、ロを用いるのが原則であろうが、ハを用いなければならぬ場合もある、と思われる。

- (3) イ……………場合も、また同様とする。

ロ……………ときも同様とする。



ハ・・・場合も同様である。

ニ・・・ときにおいても、同様とする。

〔決定〕 原則として、「・・・場合も、同様とする。」とすべきである。イすなわち、「・・・場合も、また同様とする。」のように、「また」を挿入することは、先行する文章が長い等の場合には、許される。

(4) イ・・・ときにおいても、「は、用いない。」・・・ときも、「は、場合によつては、用いる。」

ロ・・・の場合においては、・・・が、・・・する。

〔決定〕 「が」が主文章の主語をあらわすために用いられる場合でも、その下に句点を打たないのが原則である。しかし、文章の長さによつては、打つてもよい。

(5) イ・・・にあつては、・・・以下同じ。

ロ・・・にあつては、・・・とする。以下同じ。

〔決定〕 原則としてイを用いる。

(6) イ・・・にあつては、・・・以下同じ。

ロ・・・にあつては、・・・以下同様とする。

〔決定〕 イを用いる。

(7) イ（・・・を含む。）（以下「・・・」という。）

ロ（・・・を含む。以下「・・・」という。）

ハ（・・・を含むものとし、以下「・・・」という。）

〔決定〕 原則としてロを用いる。ただし、ハを用いてもよい。

(8) イ 法第―条及び―条

ロ 法第―条及び法第―条

〔決定〕 イを用いる。ただし、ロを用いなければならない場合があるかどうかは、別途研究する。

(9) イ 2・・・次項・・・

ロ 2・・・第三項・・・

〔決定〕 イを用いる。

(10) イ 次の各号の一に該当する場合に・・・

ロ 次の場合に・・・

〔決定〕 刑罰又は過料を課せられるべき行為を掲げる場合には、イを用いる。その他の場合には、ロを用いてもさしつかえない。

(11) イ 三・・・前各号・・・

ロ 三・・・前二号・・・

（なお、「前各項」という用い方はどうか。）

〔決定〕 先行する号のすべてを指示する場合で、指示する号が四号以上であるときは、「前各号」を、



三号以下であるときは、「前三号」、「前二号」、又は「前号」を用いる。先行する項を指示する場合も、同様とする。

(12)

イ 七 . . . . . 前三号 . . . . .  
ロ 七 . . . . . 第二号から前号まで . . . . .

〔決定〕 先行する号の一部を指示する場合で、指示する号が、四号以上であるときは、「第二号から前号まで」というように、三号以下であるときは、「前三号」、「前二号」又は「前号」を用いる。先行する項又は条を指示する場合も、同様とする。

保留された議題

次の例は、いずれを用いるべきか。

(1)

イ ただし . . . . . することを妨げない。

ロ ただし . . . . . することは、さしつかえない。

ハ ただし . . . . . してもよい。

ニ ただし . . . . . することは、この限りでない。

(2)

イ 第一条第 一 項 第 一 号 に 掲 げ る . . . . .

ロ 第一条第 一 項 第 一 号 に 定 め る . . . . .

ハ 第一条第 一 項 第 一 号 に 規 定 す る . . . . .

ニ 第一条第 一 項 第 一 号 の . . . . .

新しい議題

次の例は、いずれを用いるべきか。

(1)

イ . . . . . と読み替えて適用する。

ロ . . . . . として適用する。

法令立案に関する協議事項に関する昭和三〇年一〇月二四日の会議(第二次会議)の議事の結果

(未定稿——昭三〇・一〇・二八)

決 定 事 項

次の例は、いずれを用いるべきか。

(13)

号の挿入の方法 以下の例においては、第八号が末号であり、かつ、枝番号が存在しないものとする。

イ 第三号を第五号とし、以下二号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の二号を加える。

ロ 第三号を第五号とし、第四号を第六号とし、以下二号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の二号を加える。

ハ 第八号を第十号とし、第三号から第七号までを二号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の二号を加える。

ニ 第三号から第八号までを二号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の二号を加える。



ホ 第三号から第八号までをそれぞれ二号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の二号を加える。  
ヘ 第三号以下を二号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の二号を加える。

ト 第三号から第八号までをそれぞれ第五号から第十号とし、第二号の次に次の二号を加える。(会議中設けた議題)

〔決定〕 ハを用いるのが原則である。ただし、場合によつては、ニ又はヘを用いてもよい。条の挿入の場合も、右に準ずるものとする。「繰り下げる」という動詞に係る「以下」、「順次」又は「それぞれ」は用いない。ただし、この場合における「以下」の意味は、通常の用例におけるそれと異なり、「順次」及び「それぞれ」は、「ずつ」と重複することとなるからである。

〔疑問〕 「以下」の意味が単一であるかどうかについて疑問がある。「以下この章において・・・」  
という場合もあるから。

(13)の2

イ 第八号を第十号とし、第六号から第七号までを二号ずつ繰り下げ第五号の次に次の二号を加える。

ロ 第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号の次に次の二号を加える。

〔決定〕 ロを用いる。条の場合においても、右に準ずるものとする。

(14)

イ 第 第 条を削り、第 第 条を第 第 条とし、以下 第 第 条ずつ繰り上げる。

ロ 第 第 条を削り、第 第 条から第 第 条までを 第 第 条ずつ繰り上げる。

〔決定〕 いずれも用いず、次の形式を用いる。

(15)

第 第 条を削り、第 第 条を第 第 条とし、第 第 条から第 第 条までを 第 第 条ずつ繰り上げる。

各号例記がすでに存在する場合に、さらに号を加える方法

イ 第 第 条第 第 号の次に次の 第 第 号を加える。

ロ 第 第 条に次の 第 第 号を加える。

ハ 第 第 条中第 第 号の次に次の 第 第 号を加える。

ニ 第 第 条に第 第 号から第 第 号までとして、次のように加える。

ホ 第 第 条に次のように加える。

五 . . . . .

六 . . . . .

〔決定〕 ロを用いる。

(16)

イ 第 第 条第 第 項に次の後段を加える。

ロ 第 第 条第 第 項に後段として次のように加える。

〔決定〕 ロを用いる。

(17)

イ 第 第 条を次のように改める。

第 第 条 . . . . .

第 第 条 . . . . .

第 第 条 . . . . .



□ 第〇条を次のように改める。  
第〇条 ……

第〇条の次に次の——条を加える。

第×条 ……  
第△条 ……

(18)

〔決定〕 □を用いるのを原則とする。

イ 第——条中「……」を「……」に改め、……同条を第——条とし、……

□ 第——条を第——条とし、同条中「……」を「……」に改める。

〔決定〕 イを用いる。

(19)

イ ……「——」の下に「——」を加え、……

□ ……「——」の下に「——」を加え、……

〔決定〕 □を用いる。(「——」はその下の字句に従属するものと解すべきだからである。)

(20)

表中に名詞を列記する場合

イ 青森県、秋田県、山形県、……

□ 青森県 秋田県 山形県 ……

〔決定〕 □を用いる。

(21)

片かな文語文の法令中の枝番号の条又は号を引用する場合

イ 第——条ノ——第——号ノ——の次に次の一号を……

□ 第——条の——第——号の——の次に次の一号を……

〔決定〕 イを用いる。

(22)

(イ)

次のとおり

意見をきいて

やむを得ない事情

添付

かかる

権限に属させられた

以下この章において

・…日をこえない期間内・

同項

・…に委任する。

(ロ)

次の通り

意見を聞いて

やむを得ない事由

添附

係る

権限に属せしめられた

以下本章中

・…日をこえない範囲内・

同条同項

・…に行わせる。

(決定)

イを用いる。

イを用いる。

イを用いる。

最終的には未決定。ただし、当面「添附」を用いる。

□を用いる。

イを用いる。

イを用いる。(ただし、「前条」及び「次条」は用いる。)

□を用いる。

イを用いる。ただし、特にまぎらわしさを防ぐため、□を用いる場合もある。

イ、ロどちらも用いる。ただし、意味が単一でないからである。



保留された議題

- (1) イ . . . 第 一 条 に 第 一 号 から 第 一 号 まで と し て、 次 の よう に 加 え る。  
 ロ . . . 第 一 条 に 次 の 一 号 を 加 え る。  
 ハ . . . 第 一 条 に 次 の 各 号 を 加 え る。  
 ニ . . . 第 一 条 に 次 の よう に 加 え る。  
 一 . . . . .  
 二 . . . . .
- (2) 縦線のない表中の一部を引用する場合  
 イ . . . 表 . . . の 項 . . .  
 ロ . . . 表 . . . の 部 . . .

(ほかに、改正される部分を引用し、又は欄によつて引用するものがある。)

法令立案に関する協議事項に関する昭和三〇年一月十一日の会議(第三次会議)の議事の結果

(未定稿——昭三〇・一一・二四)

決 定 事 項

二 次の例は、適當であるか。

- (1) 第 一 条 中 第 三 項 を 削 り、 第 二 項 を 第 四 項 と し、 同 項 中 「 前 項 」 を 「 第 一 項 」 に 改 め、 第 一 項 の 次 に 次 の 二 項 を 加 え る。

〔決定〕

第 一 条 第 三 項 を 削 り、 同 条 第 二 項 中 「 前 項 」 を 「 第 一 項 」 に 改 め、 同 項 を 同 条 第 四 項 と し、 同 条 第 一 項 の 次 に 次 の 二 項 を 加 え る。

- 2 . . . . .
- 3 . . . . .

「第 一 条 中 第 一 項 を 削 り、」 と い う 場 合 に は、 「 中 」 は 用 い な い。 先 ず 中 味 を 直 し て 然 る 後 に 項 の 移 動 を 行 う。

- (2) 第 一 条 第 一 号 中 「 . . . . . 」 を 「 . . . . . 」 に、 同 条 第 一 号 中 「 . . . . . 」 を 「 . . . . . 」 に 改 め、 . . . . .

〔決定〕

第 一 条 第 一 号 中 「 . . . . . 」 を 「 . . . . . 」 に 改 め、 同 条 第 一 号 中 「 . . . . . 」 を 「 . . . . . 」 に 改 め、 . . . . .

「中」とある場合は、原則として、そのつど、「改め」等を下に置く。

- (3) 第 一 項 中 第 一 号 及 び 第 一 号 を 削 る。  
 (4) イ 第 一 条 中 た だ し 書 を 削 り、 同 条 に 次 の 一 項 を 加 え る。



□ 第—条中第—項を次のように改める。  
〔決定〕

(3) 第—項第—号及び第—号を削る。

(4) イ 第—条ただし書を削り、同条に次の—項を加える。

□ 第—条第—項を次のように改める。  
いずれも、「中」は、書かない。

(5) 第—条中第二項を第三項とし、同条第三項を第四項とし、同条に第二項として次の一項を加える。  
2 . . . . .

〔決定〕

第—条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。  
2 . . . . .

後の項から先に移動する。この決定は、既出

(6) . . . . . 第—条第—項中「. . . . .」を「. . . . .」に、第—項中「. . . . .」を「. . . . .」に改め、. . . . .

(7) 第—条の見出しを「——」に改め、. . . . .  
(括弧がない。)

〔決定〕 右の二つの用例は明らかに誤りである。(6)では「第—項」は「同条第—項」とすべき

であり、(7)では「——」は「(——)」とすべきである。

(8) 第—条を第—条とし、同条に見出しとして. . . . .を加え、同条中. . . . .

〔決定〕

第—条に見出しとして「( . . . . . )」を附し、同条中. . . . .、同条を第—条とし、. . . . .

(9) 別表第—表. . . . .改める。

同表 . . . . .	
--------------	--

〔決定〕 別表については、例外的に設問の用例を認める。

(10) この法律は、. . . . .日から施行する。ただし、第—条の改正規定は、. . . . .日から適用する。

〔決定〕

この法律は、. . . . .日から施行する。ただし、改正後の第—条の規定は、. . . . .日から適用する。

「改正後の第—条」の用例を原則とする。

(11) 改正後の第—条の規定を適用する場合には、同条. . . . .中「. . . . .」とあるのは、. . . . .については「. . . . .」と、. . . . .については「. . . . .」とする。

〔決定〕 設問の趣旨は、このような用例は本則中に限られるのではないか、ということであるが、附則中で用いられることもありうる。とされた。

(12) 第―条の規定は、……については、……日、……については、……日から施行する。

〔決定〕 原則としては、「―条中……に関する部分は……から、……に関する部分は……から……施行する。」又は「……から施行し、……については……から、……については……から適用する。」を使用すべきであるが、例外的に設問の用例も認められよう。自動車損害賠償保障法の一部の施行期日を定める政令(三〇政二八三)第四項参照。

(13) ……等のため、……法の一部を改正する必要がある。これが、……

〔決定〕 一般に設問のような書き方では、「理由」として不十分であると思われる。

三 章・節等の区分のある法令中について、枝番号をつけずに条文を追加し、又は条文を削る方法は、次の例でよいか。(目次の改正を除く。)

イ 第三章中第八条を削り、第九条を第八条とし、第十条を第九条とし、第四章中第十一条から第二十条までを一条ずつ繰り上げる。

ロ 第四章中第十一条から第二十条までを一条ずつ繰り下げ、第三章中第十条を第十一条とし、第九条を第十条とし、第八条の次に次の一条を加える。

ハ 第二章を削り、第三章中第七条を第四条とし、第八条を削り、第九条を第五条とし、第十条を第六

条とし、同章を第三章とし、

ニ 第三章中第八条を削り、第七条を第八条とし、同条の前に次の一条を加える。

〔決定〕 設問のような疑問を避けるためには、「第――条 削除」の形に改め、又は枝番号を用いることもできよう。しかし、それらの方法によらない場合は、原則として、

- 1 ある章、節等の中だけで条文を移動させるには、「第――章中」等という必要はない。
- 2 ある章、節等の最初又は最後の条を加除するには、「第――章中」等という方がよい。

法令立案に関する協議事項に関する昭和三〇年一月二七日の会議(第四次会議)の議事の結果

(未定稿——昭三一・一・九)

決 定 事 項

四 目次中括弧内の条名だけを改める場合にも、「第――章……(第――条——第――条)」と引用する必要があるか。

〔決定〕 改正する条名(第――条)だけを引用すれば足りる。

五 当用漢字表にない漢字を用いるときは、使用のつどふりがなをつけるのか。

〔決定〕 使用のつどふりがなをつける。

六 条中の字句と見出し中の字句を同時に改める場合の方法



〔決定〕 「第―条（見出しを含む。）中「……」を「……」に改める。」という方式を用いる。  
 七 事務又は事業の施行主体が当該事務又は事業の経費を負担する旨の規定は、不要ではないか。  
 〔決定〕 原則として不要。

八 孫準用の場合の読替えは、どの程度に行うべきか。

〔決定〕 孫準用は努めてやめること（なお、平かな文の法令で片かな文の法令を準用する場合の読替えは、片かな文に読み替えること。）

九 区画のない表（所得税法第一三条第一項等）を改正する場合に、改正される部分中字句と字句との間に空白があるときは、これをどう引用すべきか。

一〇 次のような改正の方式は、どの程度で許されるか。  
 ……中次の表の上欄に掲げる字句を同表の下欄に掲げる字句に改める。

〔決定〕 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律（昭和三〇年法律第二五号）の場合のような特殊な場合に例外的に認める。

一一 法定刑の基準が区画であるがどうするか。

〔決定〕 現行法令についての全般的な統制は将来にゆずるが、法制局としても、刑罰規定の主任参事官を定めること等により改正又は制定のつどよく注意すること。

保留された議題

一 制定文の改正を考慮する必要があるか。さらに制定文の要否について検討すべきではないか。  
 二 審議会又は協議会に関して法律で規定する事項の範囲及び委任命令の法形式をある程度統一してはどうか。

（実体規定の問題だから、保留となる。）

三 区画のある表に一項追加する場合に、「……の表中……の項の次に次の一項を加える。」という改正の方法はどうか。

（表の問題については、後にまとめて討議する。）

四 次の表において「甲の項」又は「Dの項」と称することができるか。

丙	乙	甲				
		D	C	B	A	
		ホ	ニ	ハ	ロ	イ
D						

(三と同一)



五 改正法律の起案方式について

(三三・二・五 決定)

(一) 同一の法律を二以上の事項にわたって改正する場合において、その事項ごとに改正法律の施行期日が異なるときは、従来は、改正法律の本則中の単一の改正文言の下にすべての事項についての改正規定を織り込み、附則において、改正法律を分割施行し、又は一応一括して施行することとし別に必要な経過措置を設けることによつて分割施行と同一の内容を定めることとする等の方式がとられるのが一般の例であつたが、同一の法律の同一の条項を施行期日を異にして数回にわたつて改正する場合等、従前の方式による附則の規定によつて処理することが著しく困難であるか、又は附則の規定が難解となる場合には、本則中に条を起して、同一の法律を対象とする改正文言を含む規定を数回設けることとして差しつかえない。(註一)

(註一) 右の方式による改正法律の起案例

厚生省設置法の一部を改正する法律

第一条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五条中・・・・改める。

第二条 厚生省設置法の一部を次のように改正する。

第五条中・・・・改める。

第三条 厚生省設置法の一部を次のように改正する。

第五条中・・・・加える。

附則

この法律中第一条の規定は〇年〇月〇日から、第二条の規定は〇年〇月〇日から、第三条の規定は〇年〇月〇日から施行する。

② 右の①による方式をとる場合には、個々の法案につき、事前に部長及び次長の承認を経ること。

③ 右の①及び②は、法律の附則において同一の他の法律を二以上の事項にわたつて改正する場合に準用すること。(註二)

(註二) これに関する前例

輸出検査法(昭和三十二年法律第九七号)附則第一〇条及び第一条



## 六 審議会等を設置する場合の立法方式について 昭和三三・一二・二〇

審議会、協議会その他諮問的又は調査的附属機関を新たに設置する場合には、そのための単行法を別個に制定する方式と、各省設置法等の一部を改正して、審議会等の一括設置を定めている条項の表中に当該新設すべき附属機関を挿入するに止める方式とが考えられるが、今後は、原則として、次の取扱によるものとする。

一 委員の構成、審議会の運営等に関する事項を挙げて政令に委任することが妥当でなく、法律自体にこれを規定する必要がある場合（たとえば、委員中に国会議員を加えるべきことを定め、又は委員を特定の団体の推薦によつて任命すべきことを定める必要がある場合のごとし。）を除いては、各省設置法等の一部改正の方式によること。

二 当該新設すべき附属機関が臨時的のものである場合においても、そのことのみによつては、単行法制定の方式をとらないこと。

追て、前二号の取扱によらないときは、その都度、第二部長及び第三部長の承認を求めること。

## 七 法制局決定事項（一般的協議事項）（昭和三四・一・三一）

一 刑罰規定が施行とともに直ちに適用されることとなる法律案は、原則として、公布即日施行とせず、「公布の日から起算して十日を経過した日から施行する」こととする。

二 特殊法人については、原則として、同一名称の使用禁止のみを認めることとし、類似名称の使用禁止は、認めないこととする。

三 総理府及び各省庁に審議会を期限付きで置く場合には、各省設置法等の附則に、次のような規定を置くものとする。

附則中第五項を次のように改め、第六項を削り、第七項を第六項とする。

5 第十五条第一項の表に掲げる（附属）機関のうち、皇居造営審議会及び訴願制度調査会は昭和三十

五年三月三十一日まで、固定資産評価制度調査会は昭和三十六年三月三十一日まで、産業災害防止対

策審議会は昭和三十九年三月三十一日まで置かれるものとする。



## 八 法制局決定事項

(昭和三四・一・二七)

〔特殊法人関係〕

(一) 特殊法人の役員又は職員に関する罰則は、次のようにすること。

「第三十五条 第三十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした公団の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。」

(二) 次の二つの方式については、前者によること。

「第四条 附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第三項の規定による事務の引継を受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならぬ。」

「第四条 附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第三項の規定による事務の引継を受けた日において、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならぬ。」

特殊法人法案に関する民事局意見 (三四・一・二〇)

一 役員代表権に関する規定——「定款で定めるところにより代表し……」はやめること。

二 代理人の選任に関する規定——「従たる事務所の業務の一部に関し……」とすること。

三 決算完結時期を五月三十一日とすること。

四 設立の登記の時期を設立委員から「事務の引継を受けたときは、遅滞なく」とすること。

## 九 「条約の締結について承認を求めの件」及び理由の書き方

757

(三五・二・二 第二部 起案)

一 従来、条約を国会に提出する際、その条約に国会の承認の対象となる文書が附属している場合にも、当該文書は、当然基本となる条約の中に含まれるものとして、「条約の締結について承認を求めの件」(以下「承認を求めの件」という。)及び理由には、単に、「……条約の締結について、日本國憲法……に基き、国会の承認を求め。」「政府は、……条約に署名した。よつてこの条約を批准することと致したい。これが、この案件を提出する理由である。」と書くのみで、次の二つの例を除いては、何等附属文書には触れないことを通例としていた。

(イ) 防衛目的のためにする特許権及び技術上の知識の交流を容易にするための日本國とアメリカ合衆國との間の協定(第二四回国会)

「承認を求めの件」において「……協定及び議定書の締結について、……承認を求め。」と書き、理由において「……協定及び議定書に署名した。よつて、この協定及び議定書を締結することといたしたい。これが、……理由である。」と書いている。

(ロ) 日本國とアメリカ合衆國との間の安全保障条約(第一二回国会)

「承認を求めの件」においては「……条約の締結について承認を求め。」と書いたが、理由においては「……条約は、……署名され、同時に公文の交換が行われた。よつてこの条約の締結に

ついて承認を求めたい。これが、……理由である。」と書いている。

二 今般、新安全保障条約を国会に提出するにあたり、同条約に附属する三箇の交換公文の取扱い方が問題となつたが、外務省関係者と協議の上、第三四回国会に提出する条約から条約に国会の承認の対象となる文書が附属しているときは、必ず「承認を求めの件」の理由中に、基本となる条約のほか、当該文書が存在することを明示することとし、この場合の「承認を求めの件」及び理由の書き方は、別紙新安全保障条約の「承認を求めの件」及び理由の書き方の例によることとした。

なお、既に国会に提出するための閣議決定を経ている「関税及び貿易に関する一般協定へのスイス連邦の暫定的加入に関する宣言」については、同宣言に日瑞間の譲許表に関する調書が附属しておるところ、右調書は、「承認を求めの件」及び理由において何等触れていないが、同宣言は、既に閣議決定を経たものであること及び同宣言は、「この宣言が署名のために開放される時までには、ある交渉が完了してないためその結果をこの宣言に附属させることができなるときは、その交渉の結果である譲許表は、関係政府及びスイス連邦政府が調書に署名を行った日から、この宣言に附属するものとし、かつ、その規定に従つて規制されるものとする」(宣言第四項)と規定しているので、同調書は、署名された日から同宣言の一部となつたと説明することができることを考慮して、同宣言の「承認を求めの件」及び理由にかぎり、これを訂正しないこととした。



(別紙)

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の締結について承認を求め、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めらるる。

理由

政府は、昭和二十六年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に代わるものとして、昭和三十五年一月十九日にワシントンで日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に署名し、同時に同条約第六条の実施につき、昭和二十六年九月八日に吉田内閣総理大臣とアチソン合衆国國務長官との間に行なわれた交換公文等につき及び昭和二十九年三月八日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定につきそれぞれ公文の交換を行なつた。よつて、この条約を締結することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

一〇 登記令について

(三六・五・三五)

新技術開発事業団登記令(案)は、法務省民事局の意向により、別紙に摘記した部分につき、従来の登記令の例と異なっておりますが、審査の結果、本日、そのとおりで長官の決裁を経ましたので、参考のためお知らせします。

主 幹

各 参 事 官

(別紙)

新技術開発事業団登記令(案)

(抄)

(登記すべき事項)

第一条 新技術開発事業団(以下「事業団」という。)が登記しなければならない事項は、次のとおりとする。

五 代表権を有する者の氏名、住所及び資格  
(登記の申請人)

第七条 事業団の登記は、理事長の申請によつてする。

(登記の申請書の添附書類)

第八条 事務所の新設若しくは移転又は第一条各号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、事務所の新設若しくは移転又は登記事項の変更を証する書面を添附しなければならない。ただし、代表権を有する者の氏名、住所又は資格の変更の登記については、この限りでない。

附則

4 附則第二項の登記の申請書には、定款及び理事長となるべき者であることを証する書面を添附しなければならない。

法務省民事申第一二六〇号

昭和三十六年五月二十九日

法制局 次長 殿

法務省民事局長 平 賀 健 太

特殊法人の登記事項について (依頼)

特殊法人の登記事項中役員の名及び住所については、従来代表権を有しない者についても登記事項として登記されていたのでありますが、代表権を有する者の氏名、住所及び資格を登記事項として登記するのが相当であると考えますので、今後貴局において右法人にかかる法令案を審議される場合には、役員中代表権を有しない者の氏名及び住所は、登記事項としないよう御配慮願います。



一一 予算の年内閣議決定と国会の常会における予算及び法律案の早期提出について

内閣閣甲第四三号  
昭和三六・七・一四  
内閣官房長官

標記が昭和三六年七月一日の閣議で別紙(1)のとおり申し合わせになりましたが、これに関する諸般の手續は、別紙(2)の「国会の常会に提出する予算及び法律案の取扱いについて」によることとしたので、これが実行方につき、貴省(庁)各部局に周知徹底するようお願いいたします。

なお、「法律案の法制局審査及び国会提出について(昭和三二年九月五日事務次官等会議申合せ)」は、前記閣議申合せにより自然消滅したものととして取扱うことといたします。

(別紙1)

予算の年内閣議決定と国会の常会における予算及び法律案の早期提出について

昭三六・七・一一日  
閣議申合せ  
内閣官房

行政の円滑な執行を期し、一方国会の正常な運営に資するため、翌年度予算の概算は、必ず前年度の一二月中に閣議決定するようその編成作業を進めるとともに、予算及び政府提出法律案を早期に国会に提出でき

るよう諸般の手續きを進めること。

(別紙2)

国会の常会に提出する予算及び法律案の取扱いについて

「予算の年内閣議決定と国会の常会における予算及び法律案の早期提出について(昭和三六年七月一日閣議申合せ)」の趣旨に基づき、国会の常会に提出する予算及び法律案の取扱いについて、各省庁は、左記により諸般の手續きを進めることとする。

記

一 毎会計年度の予算は、おそくも前年度一二月中にその概算につき閣議の決定を経ることとし、そのときまでに、各省庁は、大蔵省主計局及び他の関係省庁との間において、その内容の細目を、予算関係法律案(予算を伴う法律案をいう。)について法制局の下審査を受ける案をすみやかに確定することができるように、できるかぎり具体的に確定しておくこと。

二 前号の実行の確保に資するため、各省庁は、翌年度の歳入歳出等に關する見積書類(以下「概算要求書」という。)の大蔵省への送付について、予算決算及び会計令第八条の期限(八月三十一日)を厳守し、期限後の概算要求の追加は、原則として行なわないこととする。

三 各省庁は、常会に提出しようとする法律案の件名及び要旨を九月二〇日までに内閣官房に提出すること。

四 予算関係法律案の閣議決定の期限は、予算の国会提出後次のとおりとすること。

イ 法律案のうち、それが制定されなければ予算及び予算参照書に掲げられている事項の実施が不可能であるものについては三週間以内。

ロ その他のものについては四週間以内。

ただし、前記各号の期限によりがたい特別の必要がある場合には、同号の期限前に、その事情を具し（法律案中確定しがたい部分があることが遅延の理由である場合には、その部分を示して）、かつ、閣議決定の予定日を明示して、遅延につき、閣議の了承を得ること。

五 法律案の作成が円滑に行なわれるようにするため、各省庁は、次の手続きを確実に履行すること。

イ 各省庁は、大蔵省に概算要求書を送付する際には、同時に、概算要求書に組み入れられた事項に關係のある法律案の要綱（内容が簡単なものは法律案とする。以下この号において同じ。）を提出すること。この法律案の要綱は、できるだけ詳細なものとし、かつ、他の關係省庁と協議を経たものでなければならぬこと。

ロ 各省庁は、イの法律案の要綱を大蔵省に提出したときは、同時に内閣官房及び内閣法制局にもこれを提出すること。

ハ 各省庁は、四のイの法律案に該当することになると考えられる法律案については、歳入歳出予算等の概算についての閣議決定があつたときは、すみやかに内閣法制局に提出してその下審査を受けることができるよう、大蔵省との予算折衝と並行して、その作成をとり進めておくこと。

六 予算関係法律案以外の政府提出法律案は、一〇月中に内閣法制局の下審査を開始することができるよう

にすること。

七 以上各号のほか、政府提出法律案については、次の方針によること。

イ 補助金の交付その他法律の規定によることを要しない事項については、特に相当と認められる場合を除き、立法措置を講じないこと。

ロ その趣旨、内容において密接な関連性がある二以上の改正法律案であつて、付託される常任委員会が同一であることその他の事情によりこれを統合することが適當であるものは、これを統合すること。



「国会の常会に提出する予算及び法律案の取扱いについて」  
の手続等について

内閣閣乙第六九号  
昭和三六・七・一四  
内閣官房内閣参事官室  
首席内閣参事官

標記については、昭和三六年七月一四日閣甲第四三号の属をもつて別添写のとおり通知されましたが、この通知の別紙(2)（以下「取扱について」という。）に定める部数は、左記によるようお願い計らい願います。

記

- 一 取扱いについての三の件名及び要旨は、別紙(1)の書式によることとし、その提出部数は四〇部とする。
  - 二 取扱いについての四のただし書の手続は、別紙(2)の書式の印刷物九〇部を添えて各事務次官から内閣官房長官あて申し出るようにすること。
  - 三 取扱いについての五のロの提出部数は、内閣官房一〇部、内閣法制局一〇部とすること。
  - 四 取扱いについてに基づき内閣法制局の下審査を受ける法律案は、少なくとも事務的にその内容に關し主務省庁の議がまとまつたものであり、かつ、当該法律案の内容が他省庁にも關連するものであるときは、関係省庁との意見の調整がつけられたものであること。
- なお、件名追加、件名又は要旨変更及び提出取止め等があつた場合には、前記一、三の手続をとられるようお願いいたします。

別紙(1) (3の書式)

第〇〇国会(常会)提出予定法案

〇 〇 省	総計	〇 〇 件
	4のイの法案(※)	〇 〇 件
	4のロの法案(△)	〇 〇 件
	その他	〇 〇 件

予 算 関 係	件 名	要 旨	備 考
※	〇〇〇法案(仮称)	(要旨は具体的かつ詳細に記入のこと。)	
※	〇〇〇法の一部改正法案	( " )	
△	〇〇〇法等一部改正法案		
	〇〇〇法案		

- 備 考
- 1 用紙はB5とし、横書きとすること。
  - 2 ※, △, その他をおのおの別紙にすること。
  - 3 検討中のものは別紙とすること。

別紙(2) (4のただし書の書式)

〇〇〇法案提出遅延について

{ 昭 3 6 . 0 . 0 }  
〇〇〇〇 省

1. 遅延の理由
  1. . . . . (〇〇省)
  2. . . . . (党, 〇〇特別委員会)

2. 閣議付議予定日  
 昭和 年 月 日

(備考)

1. 用紙は、B5とし、横書きとする。
2. 遅延の理由の項には、問題ごとに、具体的かつ詳細に理由を記述し、その末尾に関係省庁名又は党関係部会名等を( )内に記入のこと。

一三 大蔵省設置法の一部改正案について  
 (行政機関をその存置期間経過後において復活させるために講ずべき法的措置)

(三六・九・一三 第三部起案)

一 先の第三八回通常国会に提出した大蔵省設置法の一部を改正する法律案は、衆議院内閣委員会に付託されたまま、結局審議未了となった。そこで次の臨時国会において再提出することとなったが、その際、大蔵本省の附属機関として設置されていた金融機関資金審議会をめぐって、二、に述べるような問題が生じた。

二 金融機関資金審議会(以下「審議会」という。)は、昭和三四年四月に行なわれた大蔵省設置法(以下「法」という。)の一部改正により法第一七条第一項(附属機関)の表に追加されて設置されたものであるが、その際あわせて法附則第四項の規定が設けられ、審議会は、昭和三六年三月三十一日まで置かれるものとされた(別紙一参照)。ところが、その後審議会の存置期間を二年間延長する必要があるが生じたので、前記の審議未了となった法案においては、上記法附則第四項の規定につきその趣旨の改正措置が講じてあった。今回上記法案を再提出するにあたり、審議会の存置期間が経過してしまつた現在においても、前回の場合と同様、法附則第四項の存置期間の規定に関連する改正をすれば足りるのか、それとも別途の措置を講ずる必要があるのか、が問題となった。

三 ちなみに、先の通常国会で成立し、本年六月一日公布・施行された厚生省設置法の一部を改正する法律

(一六)



(昭和三六年法律第一〇二号)においても、医療制度調査会について同様の問題が生じたが、これについては衆参両院の法制局で検討の結果、上記一部改正法の附則に「厚生省設置法第二十九条第一項の規定中医療制度調査会に係る部分は、この法律の施行の日にあつたにその効力を生ずるものとする。」旨の規定を設けるべきであるとの結論に達し、この規定を追加するための国会修正が行なわれた。

四　そこで、二、の事案についても、右の前例にならつて処理すべきかどうか、が一応問題となつたが、討議の結果結論として、「基本的には、法附則第四項の規定につき、前回の場合と同様の改正を加えるだけで足りるが、疑義を避ける意味から、再提出に係る一部改正案の附則に、審議会は、一部改正法の施行の日になつたに置かれるものとする旨の宣言規定を設ける」となつた(別紙二参照)。そこに至るまでの議論のすじみちは、次のとおりである。

(一) 法附則第四項は、審議会が本年三月三十一日まで置かれる旨を規定するにとどまり、法第一七条第一項の規定中審議会に係る部分が同日において「効力を失う」とは規定していない以上——従来の審議会そのものは同日の経過とともに存在しなくなることはもちろんであるが——当該規定の形式的効力そのものは、同日後においても失われていない、したがつて、法附則第四項の規定を改正して審議会の存置の期限を二年先とする改正措置を講ずれば、法第一七条第一項の規定中審議会に係る部分は、実質的

効力を復活し、しかも事案の性質上当然に再提出に係る一部改正法の施行の日において審議会が再び設置されることとなる。すなわち、当該規定は、法附則第四項の規定とあわせて限時的な内容をもつものではあるが、限時法そのものではない。この点では、昭和二五年三月二八日に公布・施行された副検事の任用資格の特例に関する法律の一部を改正する法律(昭和二五年法律第二五号)が、副検事の任用資格の特例を認める期間につき、改正前の当該期間の終期(昭和二四年一月一六日)を三月余経過した後において、延長措置を講じているのと同じ性格の問題である。

(二) ただ、今回の問題は、右の副検事の任用資格の特例に對する事案のように権能賦与規定に係るものではなく、行政機関の設置を内容とするものであるので、本年三月三十一日まで置かれた審議会と再提出に係る一部改正法案の成立・施行に伴つて再び置かれることとなる審議会との關係を明確にしておくことが適切であると思われ、かたがた前記厚生省設置法の一部改正において特別の規定が附則に追加された経緯をも考慮に入れると、本件の場合、宣言規定として、別紙二に掲げる附則第二項のような規定を設けることが、妥当な解決策であると思われる。

(別紙 一)

大蔵省設置法 (抄)

附則

1 略

4 第十七条第一項に掲げる附属機関のうち、金融機関資金審議会は昭和三十六年三月三十一日まで・置かれるものとする。

(別紙 二)

大蔵省設置法の一部を改正する法律案 (抄)

附則第四項を次のように改める。

4 第十七条第一項に掲げる附属機関のうち、金融機関資金審議会は、昭和三十八年三月三十一日まで置かれるものとする。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 金融機関資金審議会は、この法律の施行の日新たに置かれるものとする。

○昭和二十二年法律第九十九号副検事の任命資格の特例に関する法律

(昭和二十二年十二月十七日 法律第九十九号)

法律第九十九号

副検事は、この法律施行の日から一年以内に限り、検察庁法第十八条第二項の規定にかかわらず、副検事の職務に必要な学識経験のある者で副検事選考委員会の選考を経たものの中からこれを任命することができる。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

○副検事の任命資格の特例に関する法律の一部を改正する法律

(昭和二十三年十二月一日 法律第二百十五号)

副検事の任命資格の特例に関する法律(昭和二十二年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。  
「一年以内」を「二年以内」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○副検事の任命資格の特例に関する法律の一部を改正する法律

(昭和二十五年三月二十八日 法律第二十五号)



副検事の任命資格の特例に関する法律（昭和二十二年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。  
「二年以内」を「三年以内」に、「副検事選考委員会」を「副検事選考審査会」に改める。  
附則

この法律は、公布の日から施行する。

一四 一部改正法と改正されるべき法律との成立時期が逆になる  
場合の取扱いについて

第二部において 起案  
三六・一〇・六 長官決裁

一 甲法律案と、甲法の成立を見越して同法の一部を改正することを内容とする乙法律案とが同じ国会に提出された場合において、乙法の施行時まで甲法が成立しているとき（甲法律案が継続審査に付され、議案としての同一性を保ちながら会期を異にする国会において成立した場合を含む。）は、甲法の成立時が乙法の成立時よりおくれた場合においても、乙法の施行によつて甲法についての所期の一部が行なわれるものとする。

二 右の事例につき、乙法のみ成立し、甲法律案が審議未了となつた場合において、乙法の施行前に甲法律案と同趣旨の法律案を再提出するときは、再提出する法律案中に、すでに成立している乙法が再提出に係る法律案に対する一部改正法として効力を有しないものと解してはならない旨を規定するものとする。

三 丙法の一部を改正する甲法律案と、甲法による丙法の一部改正を見越して、その改正後の丙法の一部をさらに改正することを内容とする乙法律案とが同じ国会に提出された場合にも、右の一及び二に準ずるものとする。

（註） 右の二及び三の例によつて起案された例

第三九回臨時国会に提出された 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律案附

一五 予算関係法律案の区別等について

内閣閣甲第八三号  
昭和三六・一二・一六  
内閣官房長官

(213)

昭和三六年七月一四日内閣閣甲第四三号属で通知した「予算の年内閣議決定と国会の常会における予算及び法律案の早期提出について」の別紙(2)の「国会の常会に提出する予算及び法律案の取扱いについて」の予算関係法律案の区別等については、別紙のとおり取扱いとし、貴省庁の今国会提出法律案をこれに基づいて整理するようお願いいたします。

なお、法律案の件数の削減等については、その取扱いを決定次第通知いたします。おつて、本件は、法制局等とは協議ずみのものである。

(別紙)

予算関係法律案の区別等について

一 「国会の常会に提出する予算及び法律案の取扱いについて(昭和三六年七月一四日内閣閣甲第四三号属)(以下「取扱要領」という。)」4のイ「法律案のうち、それが制定されなければ予算及び予算参照書に掲げられた事項の実施が不可能であるもの」(※印)には、それが制定されなければ予算又は予算参照書に明示された政府施策に係る事項の実施が不可能である法律案のほか、次のような法律案を含むものとする。ただし、金額が少ない等の理由により予算審議との関連性がうすいと考えられるものは除く。



(1) 予算及び予算参照書に積算の基礎となる数が掲記されている場合においてその数を法定することをその内容とするもの

(例) 国家公務員の定員を増加するもの

(2) 財政支出を直接にその内容とするもの

(例) (イ) 国の負担金について規定するもの

(ロ) 既存の法律で定めている補助率を改めるもの

(3) その施行に伴う大幅な歳入歳出の変動が予算において見込まれているもの

(例) (イ) 国家公務員の給与ベースを改定するもの

(ロ) 税率を改定するもの

(4) 予算又は予算参照書に明示されている行政機構の変動を実現するためのもの

二 取扱要領4のロの法律案(△印)は、一のただし書の法律案その他のものとし、たとえば、次のようなものとする。

(例) (イ) 定員の範囲内で新たに局長等の職を設置するもの

(ロ) 審議会の委員の定員を増加するもの

(イ) 予算参照書に明示されていない審議会等を設置するもの

三 性質的には※印又は△印に属する法律案であっても、その施行が当該予算に係る年度の経過後となるものについては、※印又は△印でないものとして取扱う。

四 事務費の増加の理由が特定の新法律の施行に伴うものであつても、予算又は予算参照書においてその旨が明示されていないときは、その新法律案は、事務費の増加ということのみによつて、※印にも△印にも該当しないものとする。

一六 公庫等の最高代表機関の名称について

(三七・一・二四、法制・総)

(三一三)

公庫等の特殊法人の最高代表機関の名称には、総裁と理事長とがあるが、ある特殊法人についてそのいずれを用うべきかの基準は、およそ次のとおりである。

- 1) 公共企業体たる三公庫にあつては、総裁が用いられる。(原子燃料公社では、同公社が、名称は公社でも、いわゆる公共企業体ではなく、事業团的なものであり、その規模も小さい(資本金一千万円)ので、理事長が用いられている。
- 2) 公庫にあつては、最高代表機関の職務代行機関が一般の理事のほかの特設される必要が認められる程度のものである。その最高代表機関を総裁とする取扱いであつた。しかるに公営企業金融公庫において、そのような職務代行機関が特設されていないのに理事長を総裁としようとする動きがあり、法制局としては、右の取扱例に徴し、容易に賛成しなかつたが、予算書上も理事長が総裁に改められ(昭和三十四年度政府関係機関予算書一八六ページ参照)、各方面に異存もないことが認められるに及んで漸くこの改正に同意し、国会においてもその趣旨の法律改正を可決せられた経緯がある(昭和三十四年三月法律第一九号参照)。その結果、八公庫中六公庫で総裁制がとられるに至り、また、残りの二公庫についても、昭和三十七年度において、予算書上、理事長が総裁に改められたことでもあり(昭和三十七年度政府関係機関予算書二〇二、二一六ページ参照)、現在では、公庫にあつては、総裁の名称を用いて然るべきものと考えられる。

- 3) 公庫にあつては、その事業が全国的であり、その業務の量が大であるものについては総裁が(日本住宅公団、日本道路公団、水資源開発公団、昭和三六年六月法律第一二四号による改正でその業務が豊川水系の開発に転換される前における愛知用水公団)、その他にあつては理事長が用いられている(首都高速道路公団、特定船舶整備公団、農地開発機械公団、森林開発公団、右の業務の転換後における愛知用水公団)。

- 4) 事業団にあつては、すべて理事長が用いられている。



一七 事業団の最高代表機関として「理事長」のほか「会長」を置くことの可否について

三七・二・二 第二部起案  
三七・二・五 決 裁

(314)

一 第四〇国会に提出予定の海外技術協力事業団法案は、「事業団に、役員として、会長一人、理事長一人、理事四人以内及び監事二人以内を置く。」(同法案第八条)、「会長は、事業団を代表し、その業務を総理する。」、「理事長は、事業団を代表し、会長の定めるところにより、会長を補佐して事業団の業務を処理し、……」(同法案第九条第一項及び第二項)と規定し、海外技術協力事業団の最高代表機関として、理事長のほか、会長を置いている。

二 事業団の最高代表機関として理事長のほか会長を置いた例は、別添調書の示すとおり、存しない。しかし、事業団以外では、次に掲げる例のとおり、若干存する。

イ アジア経済研究所	会長 一人	所長 一人	理事 二人以内
ロ 国立競技場	会長 一人	理事長 一人	理事 三人以内
ハ 私立学校振興会	会長 一人	理事長 一人	理事 三人以内
ニ 日本育英会	会長 一人	理事長 一人	理事 三人以上
ホ 国民生活研究所(第四〇国会に提出予定)	会長	所長	理事

三 海外技術協力事業団の最高代表機関として理事長のほか会長を置く理由として、同事業団法案の起草当局(外務省)は、同事業団は、業務の性質上、海外との交渉が頻繁にあるが、その場合、理事長(Executive Director)では対面上都合が悪いことがあるので、渉外面における同事業団の代表としては(President)の名称を用いたこと(例えば、同事業団は、東南アジア諸国からの研究員を研修とすることを任務とするが研修を終えた者に交付する研修終了書は、President名で発給したい。)及び同事業団の業務処理方法として、対外面は会長が、対内面は理事長が分担して担当することとしたいこと等をあげている。

四 先般、自民党より政府に対して申入れ(別紙)のあつた公団等の役員の名前の統一の中には、「総裁」の名称を排除することを目的とするものであること及び事業団ではないが、類似の特殊法人の中にはその最高代表機関として「会長及び所長」又は「会長及び理事長」を置いている例もあることにかんがみ、本件は、特に渉外的理由があることを考慮して、「会長及び理事長」を認めては如何かと存ずる。

なお、今後とも、事業団の最高代表機関の名称としては、「理事長」とする現在の例は、維持することと致したい。

(別紙)

昭和三十七年一月二十五日

政府出資の公庫公団の長の名称について

政府出資の公庫、公団等の首脳者を「総裁」とし、あるいは「理事長」とするなど、不統一の面あるに鑑み、政府において適當の機関を設けて、これらを統一するようとの要請がありましたので御連絡申し上げます。因に総務会においては、総裁の名称を廃して、一率に理事長とするが適當なるべし、との意見であつたことを申し伝えます。

一八 規定中に引用した法律が未公布のため、その法律番号を空白にして公布された法律の取扱いについて

(一三)

(昭和三七・八・二〇 長官決裁済み)

一 新たな問題

昭和三六年三月三十一日付けの右と同様の標題の文書(弉紙)によれば、「甲法中にたとえば、一・・・に關しては、乙法(昭和三六年法律第 号)の定めるところによる。」との規定があり、乙法が未公布であつたため、乙法の法律番号を空白としたままで甲法が公布された場合、後になつて、(乙法の公布をまち、)正誤等法律改正以外の方法で、右の規定中空白になつている乙法の法律番号を補うことが許されるか。」という問題に対し、右の補完が許されるところの結論が下されているが、当時この問題を検討するに当たつては、甲法と乙法とが同じ国会で成立することを前提としていた。

ところが最近、右の乙法の案が甲法の成立した国会において未成立のまま継続審査に付され、その後の国会で成立した場合も、右と同じ結論を下してよいかどうか、という新しい問題が生じた。

二 事案

先の第四〇回通常国会において成立した国税通則法(昭和三七年法律第六六号)の第七五条は、一・・・不服申立てについては、この節・・・に別段の定めがあるものを除き、行政不服審査法(昭和三七平法律第 号)の定めるところによる。」と規定しているが、同国会に提出された行政不服審査法案は、



ついに成立するに至らず、継続審査に付された。そこで国税通則法は、右の規定中の行政不服審査法の法律番号を空白としたままで公布され、その後の官報正誤等による補完も、もとより行なわれていない。

ところで、継続審査に付された行政不服審査法案は、今回の第四一回臨時国会で成立する公算が大であるが、これに関連して、仮に同法案が今国会で成立するものとした場合、右の空白になっている法律番号をいかなる方法で補完するか、という問題を解明する必要が生じた。

なお、右と同様の問題は、第四〇回通常国会で成立した法律のうち、(1)防衛庁設置法等の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第一三二号)附則第一項、(2)不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第一三四号)第一一条第一項、(3)首都圏市街地開発区域整備法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第一三七号)による改正後の首都圏市街地開発区域整備法第三〇条及び(4)自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和三十七年法律第一四五号)附則第一項においても生じており、この際、このような事案が生じた場合の一般的な処理方針を決定しておく必要がある。

### 三 結論とその理由

#### (1) 結論

一に述べた新たな問題の場合においても、甲法と乙法と同じ国会で成立した場合と同様、乙法の成立・公布をまつて、原本に加筆の上、官報「正誤欄」を利用する等により甲法の規定中空白になっている乙法の法律番号を補うことにより甲法の規定中空白になっている乙法の法律番号を補うことが許される、と解する。

#### (2) 理由

前記昭和三十六年三月三十一日付けの文書に掲げる問題の場合、原本に加筆の上、官報「正誤欄」を利用する等により甲法の規定中空白になっている乙法の法律番号を補うことが許されるためには、一立法者の意思が甲法の規定において乙法を引用することに確定しており、空白の部分が同法の法律番号を示すものであることが極めて明白であること」が必要であるとされている(同文書二の第一説参照)。ところで、甲法の規定に引用されている乙法の案が、ある国会で継続審査に付されるということは、同法案が同一性をもつて次の国会に持ち越されることを意味する。したがって、これが次の国会で成立すれば、甲法の規定中の乙法とは、まさにこの成立した乙法そのものであり、空白の部分が同法の法律番号を示すものであることは極めて明白である。すなわち、この場合には、甲法と乙法と同じ国会で成立したかどうかということは、本件の処理には、何ら関係のない事からである。そして、この点の説明が限り、前記昭和三十六年三月三十一日付けの文書に掲げる問題の場合と特に取扱いを異にすべき理由は、見当たらないと思われる。

(注) なお、右の乙法案が継続審査に付されることなく、審議未了になり、その後の国会で再提出される場合には、たとえその内容が全く同一であるとしても、その再提出の際に、甲法の一部改正の形式で、甲法の規定中空白になっている乙法の法律番号を補完する措置をとるものとする。

#### (別紙)

規定中に引用した法律が未公布のため、その法律番号を空白にして公布された法律の取扱いについて

(抄)  
三六・三・三一

(問題) 甲法中にたとえば「・・・に關しては、乙法(昭和三六年法律第 号)の定めるところによる。」との規定があり、乙法が未公布であつたため、乙法の法律番号を空白としたままで甲法が公布された場合、後になつて、正誤等法律改正以外の方法で、右の規定中空白になつている乙法の法律番号を補うことが許されるか。

(先例) 問題のような場合には、内閣官房において、官報「正誤欄」に、次のとおり掲載し、以後右の空白がみたされたものとして取り扱つてゐる。

(注) 一例をあげれば、昭和三四年五月一四日官報第九七一四号三三五頁所載の記事

「昭和三四年三月三十一日(官報号外第二五号)公布法律第七五号補助金等の臨時特例等に関する法律附則第一項中「第 号」は、同年四月三〇日社会教育法等の一部を改正する法律の公布により、「第一五八号」となつた。

内閣官房官報報告主任

一 頭記の問題について、昭和三六年三月三〇日、参議院法制局今枝法制次長から、当局高辻次長に、電話をもつて非公式に照会があつた。

二 部内における見解は、およそ次のとおりであつたが、第一説が多数であつた。

(第一説) 積極に解する。甲法の成立後公布前に乙法が公布された場合に、内閣官房において国会の議決にかかる原本に加筆して、乙法を引用する甲法の規定中乙法の法律番号の空白をうめることはすでに慣行

として確立している。このような内閣官房による原本の補完は、甲法において乙法の法律番号が空白であつても、立法者の意思は、乙法を引用することに確定しており、空白の部分が同法の法律番号を示すものであることが極めて明白であるが故に立法者が許容しているのだと考えざるを得ないのであつて、この理は、乙法の法律番号が確定した時期が甲法の公布の前であるか後であるかによつて異なるはずはない。すでに原本が補完された上は、公布された甲法が補完された原本と相異なる点を補正することが否認されるべきはずはない。

(第二説) 消極に解する。法律が公布されれば、その内容のみならず表現も確定し、これを變更することは、法律の改正にはかならず、したがつてそのためには法律改正の手続によるほかはない。

三 結論として、問題の場合には、「正誤欄」を利用することの可否は別としても、第一説の考え方が相当地である、とされた。



一九 各省庁の定員の増加を実施するための改正の施行等について

(昭三八・一・二一、二、三、四部長甲合せ)

- 一 年度開始以後最初に定員が増加される時に、年度末における定員をもつて施行すること。ただし、予算上一年未満の期間について増員を認めている場合であっても、その期間を限定したことが、単に事務費を表現する方法に止まることとが確認されるときは、年度開始の時から施行することを認めること。
- 二 年度の途中における定員が年度末における定員をこえる場合は、そのこえる員数については、施行の時から読み替えるものとする。
- 三 前二項は、各省については、定員を定める表に掲げられる機別別に適用すること。
- 四 各省については、一及び三の措置の結果のいかんを問わず、会計の項は、年度末の定員をもつて算定するものとする。

(備考) 昭和三八年一月二二日の閣議に付された法律案について見ると本件一の本文の適用例として、通

商産業省設置法及び中小企業庁設置法の一部改正による中小企業庁の定員の改正が、同ただし書の適用例として、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正による公正取引委員会事務局の定員の改正が挙げられる。

二〇 行政機関の位置の表示の改正(北九州市の新設に関連して)

昭三八・一・二一(第三部)

(17)

昭和三八年二月一〇日をもつて、福岡県門司市、小倉市、若松市、八幡市及び戸畑市を廃止し、その区域をもつて北九州市を置くこととなつている(昭三七・一〇・一五自治省告示一三一号)。ところが、同年一月二二日の閣議に付された法律案のうち、大蔵省設置法の一部改正(門司税関)、農林省設置法の一部改正(門司輸出品検査所等)及び運輸省設置法の一部改正(門司海員学校等)の三件において、行政機関の位置として門司市とあるのを北九州市と改める改正規定が含まれており、その改正規定の施行期日の定め方として

- (1) 他の部分と一諸にして、単にこの法律は昭和三十八年四月一日から施行する、とするもの、
- (2) これにただし書を附して当該改正部分は昭和三十八年二月十日から適用する、とするもの、
- (3) 同じくただし書において当該改正部分は公布の日から施行する、とするもの

の三つの方式が考えられたが、位置の改正は、できるだけ早く施行して実体に合致させることが望ましいこと、しかし、さかのぼつて適用しても法的には意味がないこと等を考慮して、(3)の方式によることとした。へなお、二月十日前に法律として成立したものととしても、公布を二月十日後にすることが可能なので、二月十日前公布ということは、本件の場合には、考える必要はないであろう。

二二 法令案中修正の柱書

昭和三八・二・二一  
第二・三・四部長申合せ

(一五)

法令案の一部を修正する場合には、まず最初に、次例に示すような法令案を修正する旨の柱書をつけることとし、これに引き続いて、修正の内容を規定する。

例

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案中修正

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案を次のように修正する。

(以下略)